

期日前投票・不在者投票は、6月4日(金)～19日(土)

投票時間:午前8時30分～午後8時 会場:三島市役所大社町別館(1階防災研修室)
 ※6月18日(金)と19日(土)は日清プラザ・イトーヨーカドー三島店に
 臨時期日前投票所を開設します



▲三島市役所大社町別館

期日前投票の対象は…
 選挙日当日、次に当てはまる人
 ①仕事のある人
 ②冠婚葬祭などの予定がある人
 ③病気やけが、妊娠などで投票所に行けない人
 ④旅行や買い物、レジャーなどで選挙日当日投票できない人
 ※投票の際には、一定の事由に該当すると見込まれる旨の宣誓書の提出が必要です。手続きをスムーズに進めるため、なるべく投票所入場券の裏面宣誓書に必要事項を記入してお持ちください。(入場券が届かない場合でも選挙人名簿に登録されている人であれば投票することができます。)なお、投票日当日に18歳に到達する人は不在者投票が必要です。



▲日清プラザ・イトーヨーカドー三島店

臨時期日前投票所をご利用ください
 期日 6月18日(金)、19日(土)
 午前10時～午後7時
 会場 日清プラザ・イトーヨーカドー三島店 2階会議室
 (三島市中田町9・30)
 ※Loft(ロフト)南側
 ☎981・6111
■例年とは会場が異なりますのでご注意ください
 例年、臨時期日前投票所を日本大学国際関係学部に開設していましたが、今回は新型コロナウイルス感染症の影響で日本大学国際関係学部での期日前投票は行いません。今回の会場は日清プラザ・イトーヨーカドー三島店となりますのでご注意ください。

①期日前投票所 (三島市役所大社町別館)
 自動車でお越しの際は、市営中央駐車場(中央町1・8)をご利用の上、投票所受付に駐車券をお持ちください。駐車券に確認印を受けることで、1時間まで無料で駐車できます。
 ※大社町別館西側建物前は、歩行困難な人専用のスペースです。

②臨時期日前投票所 (日清プラザ・イトーヨーカドー三島店)
 自動車でお越しの際は、店舗の無料駐車場をご利用ください。



図2 臨時期日前投票所(日清プラザ・イトーヨーカドー三島店2階)



図1 期日前投票所案内図

期日前投票所の案内図

不在者投票は、次の人が対象です

選挙期間中、仕事や旅行などで、三島市以外の市区町村に滞在している人は滞在先の市区町村で、指定病院などへ入院・入所中の人はその施設で、不在者投票ができます。

**仕事や旅行などで
三島市以外の市区町村に
滞在している人**

投票の手続き ①三島市選挙管理委員会に、直接または郵送で投票用紙など必要な書類を請求する。(請求書※は選挙管理委員会に連絡いただければ送付します。)

※市ホームページからダウンロード可

②交付された投票用紙などを持参して、滞在先の市区町村の選挙管理委員会へ。

投票できる日時 告示日の翌日

(6月4日(金)) から投票日前日 (6月19日(土))

※詳細は滞在地の選挙管理委員会に確認してください。

病院などに入院している人

投票できる人 都道府県の選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム、身体障害者支援施設など法令で定められた施設に入院、入所中の入

投票できる日時 告示日の翌日

(6月4日(金)) から投票日前

日 (6月19日(土)) までの間で、施設の指定する日時

**法律に定められた
障害のある人 (郵便投票)**

次の表1のいずれかに該当する人が対象です。

■表1

手帳等の種類	障害の種類等	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障害	1級・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1級・3級
	免疫・肝臓の障害	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症から第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症から第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

■投票までの手続き

◇郵便投票をしようとする人は、市選挙管理委員会へ「郵便投票証明書」の交付申請の手続きをしてください。

◇投票用紙は、郵便投票証明書と一緒に6月16日(水)までに請求してください。手続き終了後、投票用紙を送付するので、候補者名を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。

問合せ

選挙管理委員会事務局

(市役所本館2階)

住所 〒411・8666

三島市北田町4・47

☎ 983・2675



■表2

手帳等の種類	障害の区分	上肢又は視覚の障害の程度
身体障害者手帳		1級
戦傷病者手帳		特別項症から第2項症

**■郵便などによる
不在者投票での代理記載制度**

郵便などによる不在者投票をすることが出来る選挙人で、次の表2に該当する人は、あらかじめ市選挙管理委員会に届け出た人(選挙権を有する人に限る)に代理で記載してもらうことができます。

〈罰則〉 代理記載人が選挙人の指示する候補者名を記載しなかったなどの場合には、2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処せられます。